大韓民国産及び台湾産ビスフェノールAに対する 不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令 和 7 年 1 0 月 3 日 関税・外国為替等審議会 関税分科会特殊関税部会 財 務 省 関 税 局

大韓民国産及び台湾※産ビスフェノールAの概要

貨物の概要

● 名称 : ビスフェノールA

● 輸入統計品目番号 : 2907.23-000 (協定: 3.1%、RCEP:無税)

(用途例)

(注) これらの番号に該当する全ての物品が対象となるとは限らない。

● 特徴 : フェノールとアセトンから生成される有機化成品。形状は白色の固体(顆粒状又は粉末状)

● 主な用途:ポリカーボネート樹脂(建材、車のヘッドランプ、電化製品の筐体、光ディスク)

エポキシ樹脂(車や船舶の塗料、飲料用缶内面塗料)等



顆粒状



建材(パネル)



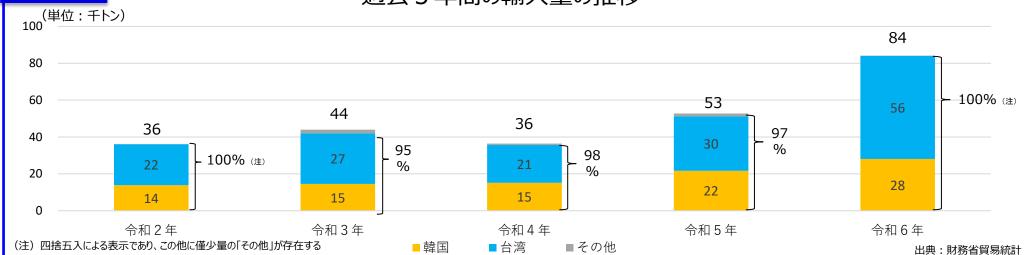
車のヘッドランプ



飲料用缶内面塗料(エポキシ樹脂)

(出典:申請者提供資料

輸入状況 過去5年間の輸入量の推移



(ポリカーボネート樹脂)

調査開始の概要

● 本年6月2日、申請者(三菱ケミカル株式会社及び三井化学株式会社)が大韓民国(以下「韓国」という。)及び台湾産のビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

申請の概要

不当廉売された貨物の輸入の事実

▶ 韓国及び台湾産品の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、その不当廉売差額率は、韓国産が30%~40%、台湾産が40%~50%の間となる。

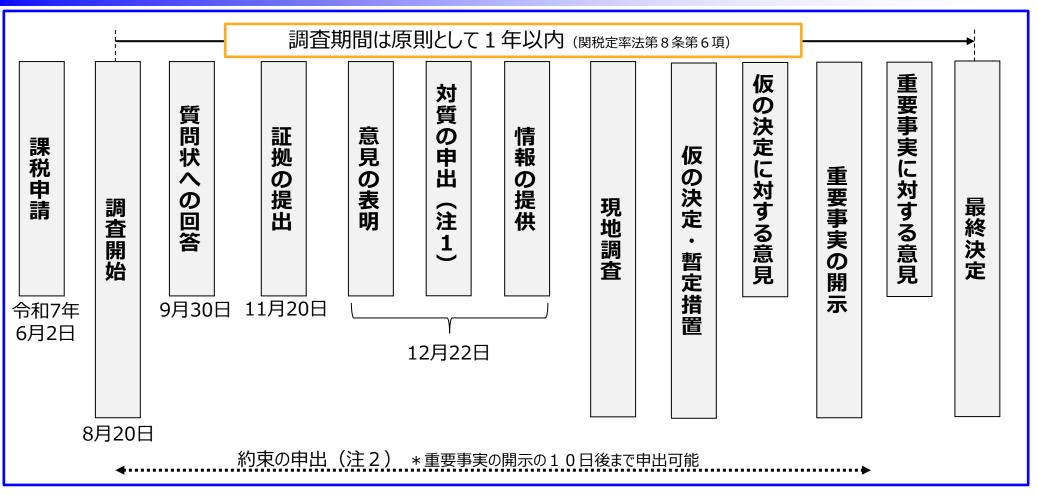
(参考)不当廉売差額率(%)=((正常価格-輸出価格)/輸出価格)×100

本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- ▶ 不当廉売された韓国及び台湾産のビスフェノールAの輸入量が増加する一方で、本邦産品の国内販売量及び市場占拠率は減少している。
- ▶ また、韓国及び台湾産のビスフェノールAの国内販売価格は、本邦産品の価格を下回っており、本邦の産業は、 国内販売価格の引下げを余儀なくされ、製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられている。
- これらの結果として、本邦の産業は営業利益が減少するなど、実質的な損害が生じている。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年8月20日に調査を開始

調査手続の流れ



- (注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。
- (注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。
- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。